

社会福祉施設における施設内感染予防のためのチェックリスト<Ver.2>

無症状者から施設にウイルスが持ち込まれる場合を想定し、感染を拡大させないためには、「密閉」「密集」「密接」等を避ける新しい生活様式の定着が必要です。次の項目について毎日チェックしてください。

以下①②のチェック表も参考に、全ての項目のチェックをお願いします。

- ①徳島県作成「新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について（社会福祉施設等用・チェックリスト）」
(令和2年12月24日版)
- ②国作成「高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検チェックリスト」令和2年8月

◎ 施設へ持ち込ませないための再確認ポイント

項目	チェック欄 ✓
発熱や咳など、症状のあった職員については、症状がおさまっても十分な健康観察を行い、すぐには出勤させないこと。解熱薬なしで最低48時間の体調確認を終えて出勤させる。	
施設職員は感染リスクの高い場所（「3密」（密閉・密集・密接）の起こる場所）へ行かないこと。	
施設職員に対して、感染リスクが高まる「5つの場面」（①飲食を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤仕事から休憩などの居場所の切り替えによる、気の緩みや環境の変化）への注意を徹底すること。	

◎ 特に重要な確認ポイント

項目	チェック欄 ✓
1) 食事時	
時間や会場の分散等により、集合人数を少なくし、密集を避け、座席配置も工夫している。	
机や椅子など利用者の手が触れる箇所の消毒を実施している。	
食事前後には食堂の換気を行っている。	
各利用者は距離（1m以上）をとって着席させ、対面で着席させないようにしている。	
食卓の間隔をとるのが難しい場合は、アクリル板の設置等により、仕切りを設けている。	
各利用者について、食前食後の手洗い、手指消毒を行っている。	
介助時、フェイスシールド、マスクを着用している。	
2) リハビリや共有スペースでの活動時	
利用者間のソーシャルディスタンス（1m以上）を可能な場面では確保し、大声を発する機会を控える。	
利用者へのマスク着用の依頼を必ず実施している。	
介助時、フェイスシールド、マスクを着用するとともに、飛沫感染のリスクが高まる場面ではエプロン、ガウン等の防護具等を常に着用している。	
3) 浴室	
少人数で入浴を行い、脱衣場を含め、常に換気を行っている。	
脱衣場の換気も行っている。	
同時に入浴した利用者や介助者について氏名・時間を記録している。	

周辺または所在市町村において感染がまん延している場合などは、介助時、マスクを着用している。	
---	--

○ 感染拡大を避けるために重要な確認ポイント

項目		チェック欄 ✓
○ 面会時		
オンライン面会やビニールカーテン等の設置など感染防止に配慮した面会方法を実施している。		
周辺または所在市町村において感染者が増加した場合は、緊急、やむを得ない場合を除き面会を制限する。		
施設入口で体温を計測し、発熱等の体調不良が認められる場合は、面会を禁止している。		
○ 居室		
多床室は、常時、間仕切りカーテンを閉め、頻繁に換気を行う。		
手すりやベッド柵、家具など、利用者の手が触れる箇所の消毒を実施している。		
居室、利用者ごとに手指を消毒している。また、利用者の状況に応じ、可能であれば居室の出入り口にアルコールを設置する。		
汚物、廃棄物処理を行った場合の手袋交換を行っている。		
介助時、フェイスシールド、マスク、防護具等を常に着用している。		
○ 全般		
感染拡大防止策	意思判断や意思決定が可能な利用者に対してはマスク着用を常に促している。 (飲食時、就寝時など除く)	
	共有スペースでの活動などの前後における、手洗い促進・手指消毒を行っている。	
	真正面からの会話は避け、斜めなどから話しかける。	
	あごマスク、鼻出しマスクになっていないか常に気をつけている。	
	廊下の手すりやドアノブ、共有パソコンなど、高頻度接触面の消毒をしている。	
	職員は常に消毒用アルコールを使用できるよう携帯・準備している。	
	入所者と通所利用者の使用スペースを離す。動線も分けている。	
	トイレの清掃時に防護具の着用など感染防止対策を行っている。	
	防護具を外す際に暴露に注意している。	
	窓開けによる換気は、対角線上にあるドアや窓を2カ所開放している。	
	換気扇は、常時稼働させ、エアコンでの室温管理を確保しつつ、24時間換気システムや換気扇を活用している。	
エアコンのフィルターの交換など空調設備の清掃を行っている。		
健康管理	有症状の職員は確実に休ませる。	
	施設全体で発熱者(職員+利用者)のグラフを作成し、グラフに変化があれば協力医療機関や保健所等に相談する。	
	調理・清掃業務などの業務受託者に対しても、出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には、出勤を行わないことを徹底する。	
	納品等の出入り業者は玄関など決められた場所で物品の受渡しを行うとともに、体温を計測し、発熱が認められる場合は、立ち入りを断っているか。また、入館者の氏名や連絡先を記録している。	

項目	チェック欄 ✓
職場、職員の拡大防止策	休憩室等では、向かい合わず、マスクをしない場合は、最低1m以上の間隔をあけて食事や休憩を取る。または、アクリル板の設置等により、仕切りを設けている。
	休憩室等の共有スペースが密にならないよう、利用時間の分散などを行っている。
	施設内での持ち場はできるだけ固定する。
	マスクや手指衛生について、職員がお互いに指摘・声かけ等ができるような職場環境づくりができている。
	発熱等の症状が生じた場合の対応を理解している。（以下のいずれかに該当する場合は、すぐにかかりつけ医や「診療・検査協力医療機関」、「受診・相談センター」に連絡し指示を受ける。） ○強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の症状がある場合 ○高齢者や糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の「基礎疾患」があり、比較的軽い風邪の症状がある場合 ○発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
	接触確認アプリ等（「①厚生労働省 新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA」「②徳島県 とくしまコロナお知らせシステム」）の活用について、職員及び面会者、業者等の施設内に出入りする者に周知を行っている。
	感染が疑われる者が発生した場合の連絡先（保健所、県担当課）を把握している。また、連絡先を職員が分かる場所に掲示している。
	感染症発生時の対応マニュアル、感染拡大防止に係る国・県からの事務連絡等を職員に対し周知している。また、感染症への理解を深めるための研修を行っている。
	兼業（兼務）の状況を把握している。
	職員及び同居する家族について、県外移動歴や県外からの帰県者との接触状況を把握している。

※ 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）（令和2年10月15日付け国事務連絡）」の「別紙」の取組を引き続き実施してください。また、感染対策の推進においては、高齢者施設は「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）」も参照してください。
 なお、障がい者施設用のマニュアルは国において作成中のため、完成後に関係施設等へ周知します。

施設・事業所名	
確認者	
確認日時	令和 年 月 日 時